

パブリック・コメントの実施結果 主な意見等

パブリック・コメントにより寄せられた主な意見等を整理すると以下のとおり（なお、誤植、軽微な文章の修正意見等は除く。）

全般について

21世紀の土砂災害対策は、災害弱者・環境等広範な見地から実施することが必要である。

土砂災害対策を進める上で、他省庁、他事業との連携により面的に事業を実施してほしい。

第2章 現状の課題と今後の視点

都市と地域の表現の並びについて検討することが必要である。

高度経済成長は、全般的に国民生活の質の向上に貢献してきたが、他方で国土の均衡ある発展よりは不均衡な発展を増大させた面があることに触れるべきである。

土砂災害対策を進める上で、他省庁、他事業との連携により面的に事業を実施してほしい。

災害弱者の表現の取扱いに注意してほしい。

砂防指定地等における土地改変の規制を強めること、砂防指定地等の解除を安易に行わないことを明記すべきである。

将来的には行政側が用意したメニューに住民が参加する形態ではなく、地域住民主導の地域作りに行政が専門集団として参加する形態が望まれる。

第3章 安全で美しい国土づくりに向けた今後の施策

ソフト対策を推進する上でハード対策とソフト対策が相補的に、全体として最も効率的となる土砂対策を目指すべきである。

無駄な公共投資に対する社会的批判が高まり、公共投資の抑制が図られているが、無駄でない公共投資は抑制すべきではないことを鮮明に主張すべきだと思う。

利活用の観点から、周辺整備に併せ、砂防施設、砂防指定地の有効

利用を支援する制度等の充実を図ってほしい。

タイトルを「誰もが安心して暮らせる生活の実現」に修正してはどうか。

「・・・高齢者等災害弱者の生活実態等を踏まえ、受け取りやすい手段によるわかりやすい情報の提供に努めるだけでなく、・・・」という部分については、より具体的に、例えば、「・・・高齢者等災害弱者の生活実態等を踏まえ、高齢者等と関係機関との双方向の情報通信体制の構築が不可欠となっていており、併せて、・・・」というような表現ではどうか。

高齢者等災害弱者を土砂災害から守るため自然環境、景観に配慮した土砂災害対策を推進してほしい。

被災地域をはじめ、荒廃林地、放棄林地等からの土砂流出防止、法面緑化及び林地保全対策の充実を図ってほしい。

河川の横断構造物により、生態系が分断されることで、遺伝的多様性が損なわれている。

砂防ダムの新設を止め、既存砂防ダムのオープン型への改修から始めるべきである。

砂防ダム、流路工等に魚道を設置してほしい。

インターネットを利用した防災情報システムが整備されつつあるが、特に高齢者・独居老人の方々が利用するためには知識が必要であり、そのためには、知識取得・向上のためにIT講習会等による支援が必要である。

砂防事業の必要性、内容等について、住民に対する一層の理解促進が必要。

砂防事業の理解促進を図るため、参加型・体験型のものを活用して実施すべきと考える。また、山間地域に生活する高齢者等を考慮し、ITの活用に加え、砂防ボランティアによる人対人による理解促進が図られることが必要。

防災だけでなく、危険な地域でいかにして生活するか、生活の中に根付いた防災対策が必要である。

事業を進めるにあたり、地元のボランティア参画の上で合同プロジェクト等により事業を進めてほしい。

住民の土砂災害に対する防災意識の高揚のため、地方での出前懇談会の開催を提案したい。

将来的には行政側が用意したメニューに住民が参加する形態ではな

く、地域住民主導の地域作りに行政が専門集団として参加する形態が望まれる。

第4章 今後検討していくべき課題

土砂災害対策は、災害の危険性が懸念されるところから優先的に実施してほしい。

地形や地質を考慮した土砂災害危険箇所の絞り込みによる整備の優先順位について検討することが必要である。

事業を実施する上で、適切な事業工区の設定、効果を評価した事業の採択の工夫が必要である。

土砂災害防止法の危険地からの移転勧告・支援をさらに一步踏み込んで、コンパクトシティの考え方を取り入れて、生活者の利便性を考慮した地域づくりと連携した安全確保の方策の制度を考えてほしい。森林所有者等の行う森林整備、林業経営や林業構造の改善等については、森林・林業行政において総合的に取り組んでいることから、砂防関係事業を中心とした記述としては不適切。なお、個人の森林の所有については、零細な規模のものが大宗を占める構造が継続しており、相続による森林の分割が管理水準の大きな要因になっているとは考えにくい。(1人当たりの保有山林面積は、昭和35年が5.1haから平成12年5.6haとわずかながら拡大している。)そのため、「加えて・・・必要がある。」まで削除していただきたい。

土砂災害の発生源の発生メカニズムや土砂移動に伴う影響等について調査が必要である。

豊かな自然環境の保全には、生物の生活の情報を調べる必要がある。

項目	主な意見	対応方針	対応(案)
全般	21世紀の土砂災害対策は、災害弱者・環境等広範な見地から実施することが必要である。	参考意見として対応。	
全般	土砂災害対策を進める上で、他省庁、他事業との連携により面的に事業を実施してほしい。	他事業、他法令、関係機関等との連携について記述。	例えば、第2章5.(P7) 土地利用規制にかんしては、・・・都市計画法、宅地造成規制法、建築基準法などの関係法令等との関係法令との適切な連携が必要とされる。 等々
第2章-2	都市と地域の表現の並びについて検討することが必要である。	「地域」から「地方」に修正。	第2章 2.(P5) タイトル:都市と地方域の視点
第2章-2	高度経済成長は、一般的に国民生活の質の向上に貢献してきたが、他方で国土の均衡ある発展よりは不均衡な発展を増大させた面があることに触れるべきである。	ご指摘を踏まえ、都市と地方の格差について追加。	第2章 2.(P5) しかし、その一方で、様々な面で都市と地方に格差が生じている。都市部においては人口集中、市街地の外縁部への無秩序な拡大、・・・
第2章-2	土砂災害対策を進める上で、他省庁、他事業との連携により面的に事業を実施してほしい。	ご指摘の内容を踏まえ、第2章2において「関係機関との連携」を追加。なお、併せて内容をわかりやすく修正。	第2章 2.(P6) こうした地域において、 <u>関係機関と連携を図り、土砂災害対策の観点からして適切な事業の実施に努め、国土管理を適切に行う</u> 進めるとともに、警戒避難体制の整備を図ることにより、 <u>上流域などの過疎化地域の保全、地域コミュニティの維持確保をはじめ地域の活性化の支援に資するよう努めていくことが重要</u> 必要についても十分考慮すべきである。
第2章-3	災害弱者の表現の取扱いに注意してほしい。	平成11年に「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」により、関係省庁と連携を図っているため、事務局としては、タイトルは現行のままをしたい。なお、他の表現については、必要最小限の記述に止めた。	第2章 3.(P6) タイトル:高齢者等災害弱者の視点 一層の高齢者福祉の充実を図るとともに、高齢者等災害弱者を対象とした土砂災害対策を重点的に実施することにより、 等々

項目	主な意見	対応方針	対応(案)
第2章-5	砂防指定地等における土地改変の規制を強めること、砂防指定地等の解除を安易に行わないことを明記すべきである。	ご指摘を踏まえ、砂防指定地の行為制限等について追加。	第2章 5. (P7) 特に、土地利用規制に関しては、 <u>砂防指定地等における行為制限等を適切に行うとともに、これらの指定を推進するほか、…</u>
第2章-6	将来的には行政側が用意したメニューに住民が参加する形態ではなく、地域住民主導の地域作りに行政が専門集団として参加する形態が望まれる。	ご指摘を踏まえ修正。	第2章 6. (P9) …今後とも地域住民やNPO等と適切に連携を図ることが必要である。 <u>なお、将来的には行政側が用意したメニューに住民が参加する形態ばかりでなく、地域住民の主体性がより活かされた形態の実現が望まれる。</u>
第3章-序	ソフト対策を推進する上でハード対策とソフト対策が相補的に、全体として最も効率的となる土砂対策を目指すべきである。	ご指摘の内容は、第3章の冒頭に記述。	第3章 序章(P10) …、各々の対策と目的と目標を明らかにし、効果的かつ効率的に対策を進めていくことが重要となっている。
第2章-1	無駄な公共投資に対する社会的批判が高まり、公共投資の抑制が図られているが、無駄でない公共投資は抑制すべきではないことを鮮明に主張すべきだと思う。	御指摘を踏まえ、第3章に追加。	第3章 序章(P10) …効果的かつ効率的に対策を進めていくことが重要となっている。 <u>なお、今後の厳しい財政状況の中にあっても、土砂災害対策として、真に必要な公共投資は、今後とも確保していかなければならないことに留意する必要がある。</u>
第3章-2	利活用の観点から、周辺整備に併せ、砂防施設、砂防指定地の有効利用を支援する制度等の充実を図ってほしい。	ご指摘の内容は、第3章2において総括的に記述。	第3章 2. (P12) 一方、まちづくりや景観等に十分な配慮がなされ、安全性が十分確保された斜面や溪流空間を貴重な緑の場、まちづくりの場として、活用を支援する事業についても引き続き推進する必要がある。
第3章-3	タイトルを「誰もが安心して暮らせる生活の実現」に修正してはどうか。	ご指摘のとおり修正。	第3章 3. (P12) タイトル： <u>誰もが安心して暮らせる高齢者等の生活の実現</u>

項目	主な意見	対応方針	対応(案)
第3章-3	「…高齢者等災害弱者の生活実態等を踏まえ、受け取りやすい手段によるわかりやすい情報の提供に努めるだけでなく、…」という部分については、より具体的に、例えば、「…高齢者等災害弱者の生活実態等を踏まえ、高齢者等と関係機関との双方向の情報通信体制の構築が不可欠となっており、併せて、…」というような表現ではどうか。	ご指摘を踏まえ、第3章2において追加修正。	第3章 3. (P12) また、警戒避難体制の整備等を支援するソフト対策を進めるに当たっては、 <u>高齢者等災害弱者の生活実態等を踏まえ、高齢者等と関係機関との双方向の情報提供体制の構築が不可欠となっており、併せて、受け取りやすい手段によるわかりやすい情報の提供に努めるだけでなく、…留意が必要である。</u>
第3章-3 第3章-4	高齢者等災害弱者を土砂災害から守るため自然環境、景観に配慮した土砂災害対策を推進してほしい。	ご指摘の内容は、第3章の3及び第3章の4において総括的に記述。	第3章 3. (P12) まちづくりにおける各種高齢者対策と連携を適切に図り、これら対策の一環として、高齢者等災害弱者を対象とした土砂災害対策を重点的に実施することが必要である。 第3章 4. (P12) もともと砂防事業は、緑の復元、回復を目的とした対策を実施してきたところであるが、従来にも増して、樹林帯、山腹工、斜面緑化工等の各種対策の導入により、緑の創出、維持等を通じ、生態系等自然環境・景観の復元、保全に努める「環境砂防」を進めることが重要である。
第3章-4	被災地域をはじめ、荒廃林地、放棄林地等からの土砂流出防止、法面緑化及び林地保全対策の充実を図ってほしい。	ご指摘の内容は、第3章4において総括的に記述。	第3章 4. (P12) 土砂災害対策を進めていく上で、生態系等自然環境への負荷をできるだけ抑制し良好な状態で持続的に自然環境を維持、保全していく視点が重要である。 もともと砂防事業は、緑の復元、回復を目的とした対策を実施してきたところであるが、従来にも増して、樹林帯、山腹工、斜面緑化工等の各種対策の導入により、緑の創出、維持等を通じ、生態系等自然環境・景観の復元、保全に努める「環境砂防」を進めることが重要である。

項目	主な意見	対応方針	対応(案)
第3章-4	河川の横断構造物により、生態系が分断されることで、遺伝的多様性が損なわれている。	砂防事業における環境への対応については、第3章4において総括的に記述。なお、砂防事業は流域の安全確保のために実施しているものであり、実施にあたっては、環境に配慮することとしている。	第3章 4. (P13) また、 <u>平常時等において河川の上流から下流へ土砂等をすこと</u> によって、 <u>河川・溪流の流砂の連続性を極力確保し、また、魚類等の移動に配慮するため</u> 、砂防堰堤のスリット化や魚道の設置等を推進する。
第3章-4	砂防ダムの新設を止め、既存砂防ダムのオープン型への改修から始めるべきである。	砂防事業は、流域の安全性確保のために危険が防除されない限りにおいて、必要な対策は実施することを前提。なお、対応可能な箇所においては、透過型砂防えん堤等に関しては、第3章4において記述している。	第3章 4. (P13) また、 <u>平常時等において、河川の上流から下流へ土砂等をすこと</u> によって、 <u>河川・溪流の流砂の連続性を極力確保し、また、魚類等の移動に配慮するため</u> 、砂防堰堤のスリット化や魚道の設置等を推進する。特に、汀線の後退や河床の低下・上昇等により、治水上、環境上等土砂移動に関する問題が顕在化している流域においては、下流域のダム、河川、海岸等の各領域と適切に連携し、必要に応じて、人工的に土砂を移動させる手段を含む流域一貫となった総合的な土砂管理を推進することが必要である。
第3章-4	砂防ダム、流路工等に魚道を設置してほしい。	ご指摘の内容は、第3章4において記述。	第3章 4. (P13) また、 <u>平常時等において、河川の上流から下流へ土砂等をすこと</u> によって、 <u>河川・溪流の流砂の連続性を極力確保し、また、魚類等の移動に配慮するため</u> 、砂防堰堤のスリット化や魚道の設置等を推進する。
第3章-5	インターネットを利用した防災情報システムが整備されつつあるが、特に高齢者・独居老人の方々が利用するためには知識が必要であり、そのためには、知識取得・向上のためにIT講習会等による支援が必要である。	ご指摘を踏まえ追加修正。	第3章 5. (16) 特に、 <u>このような取り組みを進める上で、高齢者の多い中山間地域等においては、利用者にとってIT技術を利用しやすい環境を構築することが必要であり、そのためにも、講習会等を通じ、必要な知識の習得する機会を確保する必要がある。</u>

項目	主な意見	対応方針	対応(案)
第3章-6	砂防事業の必要性、内容等について、住民に対する一層の理解促進が必要。	ご指摘の内容については、第3章6において記述。	第3章 6. (P16~17) 砂防事業等においても、早い段階から事業に関する情報提供を行うなど行政サービスの水準の向上を図る必要がある。…
第3章-6	砂防事業の理解促進を図るため、参加型・体験型のもを活用して実施すべきと考える。 また、山間地域に生活する高齢者等を考慮し、ITの活用に加え、砂防ボランティアによる人対人による理解促進が図られることが必要である。	ご指摘を踏まえ修正。なお、人対人による理解促進は第3章6において総括的に記述。	第3章 6. (P17) 一方、土砂災害対策に関する住民参加については、…今後とも住民参加の一層の促進をはかるため、 <u>その地域特性等に応じた、参加機会の創出・確保及び支援策の創設が必要となる。</u> 第3章 6. (P17) …防災に関する地域活動を支川するほか、地域住民の参加意識を醸成するため、土砂災害に関する情報伝達、 <u>体験を通じて学ぶ避難等の防災訓練の実施、出前講座の開催等も必要である。</u>
第3章-6	防災だけでなく、危険な地域でいかにして生活するか、生活の中に根付いた防災対策が必要である。	ご指摘の内容は第3章6において総括的に記述。	第3章 6. (P17) また、行政と地域の連携を一層推進するために、 <u>地域住民やNPO・ボランティア等による防災に関する地域活動を支援するほか、…</u>
第3章-6	事業を進めるにあたり、地元のボランティア参画の上で合同プロジェクト等により事業を進めてほしい。	ボランティアとの連携を追加。	第3章 6. (P17) また、行政と地域の連携を一層推進するために、 <u>地元の住民やNPO・ボランティア等による防災に関する地域活動を支援するほか、…</u>
第3章-6	住民の土砂災害に対する防災意識の高揚のため、地方での出前懇談会の開催を提案したい。	ご指摘の内容は、第3章6において記述。	第3章 6. (P17) …防災に関する地域活動を支川するほか、地域住民の参加意識を醸成するため、 <u>体験を通じて学ぶ土砂災害に関する情報伝達、避難等の防災訓練の実施、出前講座の開催等も必要である。</u>
第3章-6	将来的には行政側が用意したメニューに住民が参加する形態ではなく、地域住民主導の地域作りに行政が専門集団として参加する形態が望まれる。	ご指摘を踏まえ修正。	第3章 6. (P17) …ひいては地域の自然・歴史・文化の保全等につながる施策に醸成していくことが必要である。 <u>さらに、将来においては、これらの取組みに、住民が主体的に参画できるような環境づくりに努めていくことが必要である。</u>

項目	主な意見	対応方針	対応(案)
第4章-1	土砂災害対策は、災害の危険性が懸念されるところから優先的に実施してほしい。	ご指摘の内容は、第4章1において総括的に記述。	第4章 1. (P18) …例えば、科学的・技術的な検討を通じ、重点的、優先的に対策を実施する地域を決める手法など、限られた予算の中での今後の防災対策のあり方、…
第4章-1	地形や地質を考慮した土砂災害危険箇所の絞り込みによる整備の優先順位について検討することが必要である。	ご指摘の内容は、第4章1において総括的に記述。	第4章 1. (P18) …例えば、科学的・技術的な検討を通じ、重点的、優先的に対策を実施する地域を決める手法など、限られた予算の中での今後の防災対策のあり方、…
第4章-1	事業を実施する上で、適切な事業工区の設定、効果を評価した事業の採択の工夫が必要である。	ご指摘の内容は、第4章1において総括的に記述。	第4章 1. (P18) …例えば、科学的・技術的な検討を通じ、重点的、優先的に対策を実施する地域を決める手法など、限られた予算の中での今後の防災対策のあり方、…
第4章-1	土砂災害防止法の危険地からの移転勧告・支援をさらに一歩踏み込んで、コンパクトシティの考え方を取り入れて、生活者の利便性を考慮した地域づくりと連携した安全確保の方策の制度を考えてほしい。	ご指摘の内容は、第4章1において総括的に記述。	第4章 1. (P18) また、古くから造成されている斜面都市に関し、人工斜面の取り扱いについて整理し、まちづくりの関係部局と連携し、…
第4章-1	森林所有者等の行う森林整備、林業経営や林業構造の改善等については、森林・林業行政において総合的に取り組んでいることから、砂防関係事業を中心とした記述としては不適切。なお、個人の森林の所有については、零細な規模のものが大宗を占める構造が継続しており、相続による森林の分割が管理水準の大きな要因になっているとは考えにくい。(1人当たりの保有山林面積は、昭和35年が5.1haから平成12年5.6haとわずかながら拡大している。)そのため、「加えて…必要がある。」まで削除していただ	ご指摘を踏まえ、第4章1において、山林の分割に関する記述について削除。なお、管理が行き届かないことに起因する土砂災害に関わる問題については、砂防関係事業と関係があるため修正せず。	第4章 1. (P18) 加えて、山林所有者の高齢化、相続等に起因し、山林の分割が進展し山林の管理が行き届かなくなるなどにより、土砂災害対策上の弊害や支障を及ぼす可能性が指摘されていることを踏まえ、これらに対処するための手法等についても検討を行う必要がある。

◆21世紀の土砂災害対策を考える懇談会 ― 中間報告 ―
 PIIによる意見集計

※各該当章のページ番号は修正後のページに対応。

項目	主な意見	対応方針	対応(案)
第4章-2	土砂災害の発生源の発生メカニズムや土砂移動に伴う影響等について調査が必要である。	第4章の2において、複雑な土砂災害の発生メカニズム等に関する調査、研究の必要性等については、総括的に記述。	第4章 2. (P18) 異常気象等に伴い発生する複雑な土砂災害の発生メカニズムなど、未解明な現象を明らかにしていくために、引き続き各種調査、研究を一層推進するとともに、…
第4章-2	豊かな自然環境の保全には、生物の生活の情報を調べる必要がある。	参考意見として対応。	